

## 特定非営利活動法人スペシャルオリンピックス日本・鳥取職員給与の支給に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人スペシャルオリンピックス日本・鳥取の職員給与の支給に関する事項を定めることを目的とする。

### (給与)

第2条 この法人は、常勤及び非常勤に関わらず、職員給与は一切支給しない。

ただし、旅費等、その職務を執行するために要した実費は支給することができる。

### (補則)

第3条 この規程に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

### 附則

この規程は、令和3年4月24日から施行する。